

南山学園ガバナンス・コード

遵守状況点検結果(2023 年度)



2024 年 10 月

学校法人南山学園

南山学園ガバナンス・コードについて

学校法人南山学園は、寄附行為第3条に定める目的「キリスト教世界観に基づく学校教育を行い、人間の尊厳を尊重かつ推進する人材の育成」および教育モットーとして掲げる「Hominis Dignitati～人間の尊厳のために～」に基づき、自主性および独立性を確保しつつ、自律的に学校法人および設置する南山大学を運営するため、一般社団法人日本私立大学連盟が定め、公表する「私立大学ガバナンス・コード」に沿い、2020年4月1日に「南山学園ガバナンス・コード」を定め、ガバナンスの向上につとめています。また、「私立大学ガバナンス・コード」が改訂された際は、それに準じて、「南山学園ガバナンス・コード」も改訂を行うこととし、2023年10月に1.1版に改訂いたしました。

具体的には、理事会（法人本部）および南山大学をその対象とし、「基本原則」（4原則）、「遵守原則」（8原則）、「重点事項」（10事項）および「実施項目」（96項目）で構成されています。

■ 南山学園ガバナンス・コードは南山学園 Web ページでご確認いただけます。
<https://www.nanzan.ac.jp/data/governance.html>



遵守状況の点検方法について

ガバナンス・コードが形だけではなく、南山学園のガバナンスの向上のための実質的なツールとして活用されるよう、毎年度終了後に、具体的な行動を定める「実施項目」についての実施状況を確認することにより、遵守状況を点検することとしています。

点検は、南山学園自己点検・評価委員会が担当し、実施項目1つ1つについて、各項目の内容を担当・所管する部署に実施状況の調査を行い、4段階での遵守状況の評価とその理由および該当する実施内容についての説明を求めました。評価の段階は以下の通りです。

- ◎ : 遵守できている
- : おおむねできている
- △ : 不十分な点が多い
- × : 未取組

これらの結果を取りまとめ、委員会にて点検結果を審議・確認を行っています。またその後、南山学園理事会・評議員会でも点検状況が報告され、今後のガバナンス向上のための資料として活用されます。

2023年度の点検にかかる会議日程

南山学園自己点検・評価委員会	2024年7月17日 審議
南山学園理事会	2024年9月27日 報告
南山学園評議員会	2024年10月22日 報告

南山学園ガバナンス・コード 2023 年度遵守状況の点検結果について(概要)

	1. 自律性の確保	2. 公共性の確保	3. 信頼性・透明性の確保	4. 継続性の確保
◎: 遵守できている	10 (77%)	5 (36%)	30 (75%)	12 (41%)
○: おおむねできている	3 (23%)	7 (50%)	7 (18%)	12 (41%)
△: 不十分な点が多い	0 (0%)	2 (14%)	1 (2%)	5 (18%)
×: 未取組	0 (0%)	0 (0%)	2 (5%)	0 (0%)
合計項目	13	14	40	29

2023 年度の点検は、「南山学園ガバナンス・コード」[1.1 版](2023 年 10 月改訂)に基づいて行いました。日本私立大学連盟「私立大学ガバナンス・コード」[1.1 版](2023 年 3 月改訂)に対応した改訂を行ったことにより、4つの基本原則のうち、「3. 信頼性・透明性の確保」および「4. 継続性の確保」は、実施項目の再編(追加・移動・削除)により、項目数の変更がありました。「3. 信頼性・透明性の確保」は 35 項目から 40 項目に、「4. 継続性の確保」は 27 項目から 29 項目に増えました。新規で追加された 7 つの項目の取組状況は、「◎: 達成している」が 4 項目、「○: おおむねできている」が 1 項目、「×: 未取組」が 2 項目となりました。

昨年度と同様にコード全体の「◎: 達成している」と「○: おおむねできている」の評価を合わせた割合を見ると、「1. 自律性の確保」は 100%、「2. 公共性の確保」は 86%、「3. 信頼性・透明性の確保」は 93%、「4. 継続性の確保」は 82%となっています。「1. 自律性の確保」、「2. 公共性の確保」、「3. 信頼性・透明性の確保」は、いずれも「◎: 達成している」の割合が昨年度に比べて増えており、取組状況の進展が見られます。

「1. 自律性の確保」においては、中期計画等の策定に関する 2 つの項目(1-1-1-2、1-1-1-3)において、「○: おおむねできている」が「◎: 達成している」に改善しました。この改善は、2023 年度の後半より、次期中期計画(2025 年度-2029 年度)の策定準備に着手したことにより、中期計画と学園のビジョンとの整合性などをより強く意識して取組むことができた成果と言えます。

「2. 公共性の確保」においては、昨年度「○: おおむねできている」と評価した「達成目標や具体的行動指針を Web、学内システム等を利用し、教職員、学生および社会に発信し、共有する」(2-1-1-2)が「◎: 達成している」に改善しました。この要因として、2023 年 4 月に理事長メッセージ(理事長基本方針)を策定し、理事長自らが語る動画を作成し、学園 Web ページと公式 YouTube に公開するなど、学園構成員や社会への発信に取り組んだことが挙げられます。

「3. 信頼性・透明性の確保」においては、「内部監査室による内部チェック機能を高める」(3-2-1-8)を「○: おおむねできている」から「◎: 達成している」に改善することができました。具体的には、内部監査室による各単位校からのリーガル相談のほか、諸規程の改正案や契約書等への法的助言などの対応を行いました。一方で、コードの改訂で追加された項目のうち、「会計監査人の選任においては、監事の意見を踏まえて行う」(3-1-1-7)、「内部統制の実施体制に関して、事業報告書へ記載する等の方法により公表する」(3-3-1-7)は、いずれも「×: 未取組」と評価しました。いずれも私立学校法の改正における重要な項目となるため、法改正への対応と併せて、改善に取り組んでいく必要があります。

「4. 継続性の確保」においては、「理事会、評議員会の資料の事前送付、十分な説明の提供、構成員からの意見を引き出す仕組みの構築」(4-1-1-10)が、「○: おおむねできている」から「◎: 達成している」に改善しました。会議のオンライン対応と資料のペーパーレス化のためにセキュリティが担保されたオンラインストレージ上に、事前に資料をアップロードすることが資料の事前提供方法の仕組みの構築に寄与していると言えます。

今回の点検結果を踏まえ、引き続き、学園の自律性、公共性、信頼性、継続性の確保のために、ガバナンス強化・改善に向けた学園の運営の継続と、現時点において、「△: 不十分な点が多い」や「×: 未取組」と評価している項目については、改善できるような具体的な取り組みが求められます。

点検結果(実施項目別詳細)

■ 基本原則 1. 自律性の確保

南山学園は、寄附行為第3条に定める目的「キリスト教世界観に基づく学校教育を行い、人間の尊厳を尊重かつ推進する人材の育成」および教育モットーとして掲げる「Hominis Dignitati～人間の尊厳のために～」に基づき、自主性および独立性を確保しつつ、自律的に学校法人を運営する。これにより私立学校としての多様な教育研究活動を実現する。

■ 遵守原則

1-1 南山学園は、学生、保証人、卒業生のみならず、広く社会に存在するステークホルダーに対し、教育・研究の目的を明確に示し、理解を得る。

■ 重点事項

1-1-1 南山学園は、事業に関する中長期的な計画もしくは事業計画等(以下「中期計画等」という)の策定を通じて、さらなるガバナンス機能の向上を目指し続ける。

■ 実施項目

1-1-1-1	中期計画等の策定にあたっては、中期計画等の作成要領において、策定主体、計画期間、意見聴取方法および意見反映方法を規定し、運用する。	◎	中期計画の中で、「計画の実行管理」の項目を定め、計画の策定に際して評議員会に諮問するなど、外部の意見を反映できるように運用しています。 https://www.nanzan.ac.jp/data/mtp.html
1-1-1-2	中期計画等の策定に際し、直前の中期計画等および他の計画(20年後の将来像・南山大学グランドデザイン)との整合性や関連性を明らかにする。	◎	中期計画等の策定に際しては、これまでの各種の中長期的な計画・ビジョンおよび理事長基本方針等を踏まえて作成しています。2024年2月より、次期中期計画(2025年度-2029年度)の策定準備を開始し、理事長メッセージ(理事長基本方針、2023年4月策定)や、現行の中期計画(2020年度-2024年度)との整合性にも留意しています。
1-1-1-3	中期計画等には、全体計画に学園としての5年後のビジョン・教学・人事・施設・財務の項目を、各単位の個別計画に各単位の5年後のビジョン・教学・人事・施設・財務の項目を設定する。	◎	中期計画(2020年度-2024年度)において、全体計画では実施項目に記載の内容を含めた課題を挙げ、個別計画では、設置校の戦略(5年後のビジョン)、教育・研究、施設・設備、社会貢献、財政および経営改善計画、組織運営と人材育成の各項目を設定しています。次期中期計画(2025年度-2029年度)の策定においても、同様の考えに基づき、準備を進めています。
1-1-1-4	中期計画等において、理事長をはじめ政策を策定、管理する人材の育成、登用の方針を盛り込む。	○	2023年4月に理事長メッセージ(理事長基本方針)を策定しました。理事長メッセージの中では、全ての教職員が学園の教育理念を理解し、各単位校において具体的に実現するための指針となるキーワードが示されています。次期中期計画(2025年度-2029年度)の策定においては、ガバナンス機能の向上に向けて、人材の育成や登用の方針を盛り込むことを、課題のひとつとして取り組んでいきます。
1-1-1-5	中期計画等の内容については、学園総合企画委員会において、その適法性および倫理性を考慮するとともに、顕在的リスクのみならず潜在的リスクについても識別、評価する。	◎	計画作成時に総合企画委員会委員で精査を行い、各項目について確認を行ったうえで、理事会・評議員会にて審議・承認をいただいています。
1-1-1-6	中期計画等の策定に際し、財政面の担保が不可欠であることを踏まえ、現実的かつ具体的な資金計画、収支計画を精緻化する。	◎	財政に係る中・長期目標第I期(2023-2027年度)を、以下のとおり設定しました。 1. 2023年2月時点財務シミュレーションを基準財務シミュレーションとし、対象期間における基本金組入前当年度収支差額の累積額を基準財務シミュレーションの当該額以上とする 2. 対象期間における内部留保資金増加額の累積額を基準財務シミュレーションの当該額以上とする

1-1-1-7	中期計画等において、実施スケジュールおよびビジョンの実現に向けた具体的実施事項を明示する。	◎	全体計画において、5年後のあるべき方向性を学園として示し、それを踏まえて、各設置校等の個別計画においてそれぞれの事項について実現する具体的計画を明示しています。
1-1-1-8	中期計画等に係る策定管理(政策管理)は学園総合企画委員会が、執行管理は学園自己点検・評価委員会がそれぞれ主管する。	◎	実施項目のとおり、それぞれの委員会の所管事項として、分離した対応を行っています。このことは中期計画の「計画の実行管理」の項目にも明示しています。 https://www.nanzan.ac.jp/data/mtp.html
1-1-1-9	中期計画等は、十分な資料と説明に基づき、評議員会の諮問を経て、学園理事会にて決定する。	◎	総合企画委員会で承認後、必要な手続き(常務理事会審議→学内理事会審議→評議員会諮問→学園理事会審議)を経て、決定しています。
1-1-1-10	中期計画等に基づき、各単位は単年度事業計画を策定する。単年度事業計画では、測定可能な指標や基準に基づく達成目標、行動目標を提示し、当該年度終了後に、データやエビデンスに基づいて事業報告書を作成する。学園自己点検・評価委員会は、単年度事業報告書の評価により、中期計画等の達成状況の進捗管理を行う。	○	2020年度から5年ごとに「南山学園中期計画」を作成し、「5年後のあるべき姿」を見据えながら、法人および各設置校で事業を進めています。 この中期計画に基づき、引き続き、2023年度(単年度)の事業計画書を策定し、各種事業の実現に向けて取り組んできました。その実績について、事業報告書として取り纏め、本園Webページにて、公表しています。単年度事業計画が中期計画の実現を意識したものとなるよう、中期計画に関連する事項には「★」を付し、関連性を明らかにしています。 2024年2月より、次期中期計画(第2期:2025年度～2029年度)」の策定の準備を開始し、自律性を確保した点検・評価を行うために、より定量的な基準に見直すことを課題としています。 https://www.nanzan.ac.jp/data/
1-1-1-11	中期計画等の内容、進捗管理方法について、構成員に十分に説明し、理解の深化を図る。	○	中期計画(2020年度-2024年度)は理事会承認後、学内のインターネット、学園Webページに掲載しており、周知を行っています。年度毎の中期計画の進捗状況については、理事会等を通じて、各設置校と情報共有しています。
1-1-1-12	外部環境の変化等により、中期計画等の変更が必要となった場合、速やかに修正を行える体制を構築する。	◎	中期計画の変更を行う場合は、総合企画委員会が提案し、評議員会への諮問および学園理事会の承認を経て変更を行うものとし、中期計画の中において、「計画の実行管理」の項目で定めています。
1-1-1-13	中期計画等の期間中および期間終了後に、進捗状況および実施結果をWeb等で法人内外に公表する。	◎	中期計画の進捗状況については、単年度事業報告書にて確認することとしており、単年度事業報告書は、法令の定めに基づき、Webページにて広く公表をしています。 https://www.nanzan.ac.jp/data/management.html 中期計画の終了後の評価は2025年度の実施を予定しています。

■基本原則 2. 公共性の確保

南山学園は、日本国のみならず世界の将来を担う多様な人材を育成するとともに、教育研究活動とそこから得られた成果を通じて社会や地域に貢献し、その要請に応える。

■遵守原則

2-1 南山学園は、寄附行為第3条に定める目的および教育モットーに基づきつつ、時代や社会の変化を踏まえながら、教育研究活動を通じて、広く社会に、また地域にとって有為な人材の育成を行う。

■重点事項

2-1-1 南山学園は、寄附行為第3条に定める目的および教育モットーに基づく人材育成を行うために、その教育の質の向上や学修成果の可視化等による教育の高度化に努め、不断の改善サイクルにより教育研究活動を向上させる。

■実施項目

2-1-1-1	寄附行為第3条に定める目的、教育モットー、理事長基本方針、大学のブランドデザインを踏まえ、南山学園の毎会計年度ごとの事業計画にくわえて、大学においては学長方針を作成し、達成目標や具体的行動指針を明確にする。	◎	学園においては、理事長基本方針・中期計画を踏まえ、法令に基づき事業計画を作成しており、大学においては、大学の事業計画に加えて、「学長方針」を毎年度作成しています。それらの中で、年度中に達成すべき目標や具体的行動指針について示しています。 [事業計画書] https://www.nanzan.ac.jp/data/management.html [学長方針] https://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/position/
2-1-1-2	実施項目2-1-1-1で明確にした達成目標や具体的行動指針を Web、学内システム等を利用し、教職員、学生および社会に発信し、共有する。	◎	2023 年 4 月に理事長メッセージ(理事長基本方針)を策定し、理事長自らが語る動画を作成し、学園 Web ページと公式 YouTube で公開いたしました。 大学の学長方針については、大学協議会、大学評議会、学内イントラネットで学内に周知しており、大学公式 Web ページでも公表し、教職員・学生及び社会に発信し、共有できています。 事業計画は学園 Web ページで公表するとともに、大学協議会を通じて学内に周知しています。学内イントラネット等での配信についても検討しています。
2-1-1-3	南山学園の中期計画等、大学においては学部・学科、研究科等の達成目標を実現するための経営資源(ヒト、モノ、カネ)が、効率的な配分となり、著しく非効率的なものとならないよう、経営資源の配分に係る基本方針を明確にする。	○	人事に関しては、教員については採用枠・配置枠を定めて理事会にて確認しており、事務職員については、学園事務職員等人事委員会にて採用枠・配置枠を設定し、運用しています。 財政については、2023 年度も理事長名文書の予算編成方針を各経理単位に発し、学園全体の目標である当年度収支差額の収支均衡に加え、必要に応じて各経理単位の財政状況を踏まえた現実的な目標を設定しました。 さらに、上記の予算編成方針に加え、2022 年度に新たに設定した「中・長期目標」における数字の実現を目指しました。 施設設備の有効活用等、経営資源の配分についての指針は策定されていないため、今後の検討課題であると考えています。
2-1-1-4	「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」とカリキュラムとの整合性のチェック等を通じて、それぞれの方針の実質化を図る。	○	内部質保証委員会からの要請を受け、教務委員会が各学部・学科等に対し、「カリキュラムおよびカリキュラム・ポリシーの点検」を依頼し、すべての学部・学科等が自己点検のうえ、実質化を図る仕組みを構築しました。
2-1-1-5	「入学者受入れ方針」と入学者選抜との整合性のチェック等を通じて、同方針の実質化を図る。	○	学部・研究科により多少の差があるものの、各組織でチェックを行い、実質化を図っています。 また、内部質保証委員会から、入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー、以下 AP)と入試制度が連動していることが重要であり、それを確認できる体制を整備するよう提言がありました。それに基づき、入試制度の変更がある際には、AP の変更についても入学試験委員会で同時に審議することとしました。2025 年度入試から総合型入試を導入する外国語学部、経営学部、理工学部については、制度の導入と共に AP の変更についても入学試験委員会で審議を行いました。
2-1-1-6	自己点検・評価結果、外部評価委員会および認証評価機関による評価結果ならびにアンケート調査等を含むIR(インスティテューショナル・リサーチ)活動の成果を活用し、教育活動の改善を行う。	○	入学生・卒業生アンケートによる実態把握、入試に関連した IR データの可視化など、IR 活動成果を活用し、教育活動の改善を図っています。 外部評価委員会および認証評価機関による評価結果を踏まえた評価活動と課題の明確化により教育活動の改善を図っています。 2023 年度からは新たに、大学執行部主導で教学マネジメントの確立に向けた体制を整備し、「教学マネジメント指針(文科省)」を念頭に、IR 活動の成果活用についても検討を進めています。
2-1-1-7	リカレント教育の諸施策について、その方針、計画を明確化する。	◎	リカレント教育(生涯学習を含む)としては、南山大学の「南山エクステンション・カレッジ」が挙げられます。取り組みの方針や内容は、公式 Web ページおよび公開講座パンフレットに記載しています。 https://office.nanzan-u.ac.jp/EXTENSION/

2-1-1-8	留学生の受入および派遣に係る諸施策については、受入留学生の選抜方法、日本語教育プログラムの充実や日本人学生とともに学ぶ機会の創出、派遣留学生の教育課程編成・実施の方針、受入留学生の教育環境整備状況等の観点から、アカデミックな意義付けを明確にする。	◎	南山大学から派遣する学生には COIL (Collaborative Online International Learning) 科目履修を促し、カリキュラムと調和したプログラムを実施しています。また、外国人留学生別科の“Modern Japan Program”は、日本人学生との共同リサーチを含んだ授業が必修化されており、単なる国際交流を超えた学術的な交流が展開されています。 [国際化への取り組み] https://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/intl/index.html
---------	---	---	---

■ 遵守原則

2-2	南山学園は、社会の要請を踏まえつつ、特色ある教育研究活動から得られた成果を踏まえ、社会の要請の変化に対応して、現実の諸課題に対する解決方法を示し、社会に貢献する。
-----	---

■ 重点事項

2-2-1	南山学園は、南山エクステンション・カレッジを含む各種一般向け講座、各種ボランティア活動・地域課題解決等を目的とする地域連携プログラム等を通じ、大学が社会・地域と連携し、その発展に貢献していく活動を積極的に行う環境を整える。
-------	---

■ 実施項目

2-2-1-1	「社会連携・社会貢献の方針」を策定する。	◎	南山大学において、2020 年度に「産学官連携ポリシー」を策定しています。 https://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/torikumi/sangaku/
2-2-1-2	社会・地域との連携を支援する体制または仕組みを整備する。	○	2022 年度より、ジブリパークの教育機関としての唯一のオフィシャルパートナーとなり、本学の理念や取り組みとも共鳴するものと位置付け、地域社会との連携を深めています。また、社会との繋がりを深める事業として、南山大学「人間の尊厳賞」を創設し、趣旨に合った活動を実施している個人または団体に対し受賞することとしています。今後も毎年受賞者を増やしていくことで、本学の建学の理念をあらためて広く社会に理解していただき、学内外の方と共有していくように努めていきます。
2-2-1-3	組織的な各種ボランティア活動を展開するために必要となる社会連携・地域貢献等に関する諸規程を整備する。	△	ボランティア活動にかかる取組については、具体的な体制や仕組みが明確になっておらず、規定等が整備できていない状況であり、今後検討が必要な事項と認識しています。 地域貢献としては、「南山大学施設物使用規程」に基づき、外部団体や地域の会合などに対して、引き続き、大学の施設を貸出しており、地域の発展に貢献しています。
2-2-1-4	公開講座や地域の課題解決に向けた地域連携プログラム等を開設する。	○	南山エクステンション・カレッジ公開講座は、新型コロナウイルス等の感染防止にも配慮し、「対面」と「オンライン」の 2 種類の開講形態で実施し、また、南山大学の各研究所、各研究センター、人類学博物館においては、学外者(地域住民等)も参加可能な講演会や講座等も開催しました。
2-2-1-5	社会・地域貢献に係る学内の自主的な取り組みを把握し、全学的な取り組みとして展開する。	△	社会・地域貢献に係る学内の自主的な取り組みについては、散発的に把握するものの、現状では、全学的な取り組みとしては展開できない状況です。
2-2-1-6	文部科学省、南山大学が所在する愛知県や名古屋市等の行政機関や企業との対話、信頼関係の醸成に努める。	○	担当業務において、円滑な手続き等を進めるにあたり、所轄庁や自治体との連携や対話は実施しています。特に、南山大学大学院ビジネス研究科廃止および南山国際高等・中学校閉校にかかる手続については、文部科学省、愛知県や豊田市に確認し、進めることができました。名古屋市とは、学生タウンなごや推進会議に本学も所属し、学生に向けた名古屋市からの案内を学内に展開するなどし、「ふるさと納税を活用した名古屋市大学等連携補助金」についても参画しております。愛知県とは、2026 年アジア・アジアパラ競技大会に向けた近隣大学で構成される「専門委員会」に所属し、開催に向けて協力しているところです。

■基本原則 3. 信頼性・透明性の確保

南山学園は、私立大学の有する公共性に鑑み、健全な大学運営について、学生、保護者、教職員のみならず広く社会からの信頼を得られるよう、説明責任を果たすとともに、透明性の確保に努める。

■遵守原則

3-1 南山学園は、社会からの理解と信頼を確保するために、常に法令を遵守するとともに、多くのステークホルダーとの良好な関係の構築を目指し、教育研究活動を通じて社会に貢献する。

■重点事項

3-1-1 南山学園は、本学園におけるガバナンスを担保する理事会による理事の職務の執行監督機能の向上、監査機能の向上および監事機能の実質化のため、監事選任方法の工夫・改善、支援体制の整備等を行う。

■実施項目

3-1-1-1	監事監査規程を整備し、それに基づいて、毎年度、監事監査計画および実施後の監事監査報告書を作成し、理事長に提出する。	◎	監事監査規程は整備済みです。また、監事監査計画を毎年作成し、常務理事会で報告の上、実施されています。監事監査報告書も翌年度 5 月に作成され、理事会でも報告し、適切に対応されています。
3-1-1-2	監事が作成する監事監査計画、監事監査調書、監事監査報告書等の資料を有効に活用し、監事監査の実効性を高める。	◎	監事監査計画、監事監査報告書については、理事会において常任監事自らが説明し、当該年度の監事監査の要点を理事会に周知しています。監事監査調書については、内部監査室事務局と共有されています。
3-1-1-3	寄附行為施行細則の定めによる「常任監事」について、適切に選任し、併せて常任監事による監査に必要な支援体制を整備する。	◎	規程に基づいて、常任監事を選任し、職務にあたってください。常任監事の支援については、監事監査規程にも定め、経営本部総合企画室が所管し、日常の業務を含めて支援しています。
3-1-1-4	監事が評議員会、学園理事会に出席し、加えて常任監事は常務理事会、学内理事会にも出席し、業務の監査や状況の把握および必要な助言を行うことができる体制とする。また、監事が経営に関わる重要な会議や各単位の意思決定機関の議事についても把握できる体制とする。	◎	監事には学園理事会・評議員会に出席いただき、常任監事にはこれらに加えて常務理事会、学内理事会および必要な学内各種委員会に出席いただいています。また各設置校の会議記録等の受領等により、執行状況の確認もしていただいております。適切な体制が取れていると判断しています。
3-1-1-5	監事監査に必要な資料の提供、説明等、十分な情報提供を行う。	◎	総合企画室において、監事の支援のために、関連する公文書や研修等の案内をし、監事の求めに応じた情報提供を行っています。決算監査においては、財務課を中心に支援しており、監事に対して財務担当理事より決算概要説明を実施し、決算資料等、必要な情報提供を行っています。また、2023 年度は監事からの依頼に基づき、監査の要点を記した監査項目チェックリストを作成し、監査実施前に情報提供しました。
3-1-1-6	監事間の連携の深化を図るべく、必要に応じて情報交換の場を設ける。	◎	監事間で適宜調整・連携・打合せはされており、必要に応じて、総合企画室も同席しています。定期的な情報交換の場として、監事間の連携を推進するための意見交換会を実施し、連携の深化を図っています。2023 年度においては、5 回(4 月、7 月、11 月、1 月、3 月)の意見交換会を実施し、監事監査チェックリストの整備、公的研究費の監査等について情報交換を行い、監事間の連携の深化に努めました。
3-1-1-7	会計監査人の選任においては、監事の意見を踏まえて行う。	×	私立学校法改正(2025 年 4 月 1 日施行)により、会計監査人は評議員会の決議によって選任することが新たに寄付行為に規定されます。選任手続きの際には監事の意見を踏まえて行っていくます。
3-1-1-8	監事と会計監査人、内部監査委員会とが協議する場を年に複数回設け、情報共有を行う。	◎	年 2 回程度、毎年春(決算監査前)と秋に三様監査意見交換会、学園と会計監査人との意見交換会を開催し、監事と会計監査人および内部監査委員会委員長とが情報共有および意見交換できる場を設けています。

3-1-1-9	監事の研修機会を提供し、監事機能の充実を図る。	◎	文部科学省および日本私立大学連盟等による監事を対象とした会議や研修会には、常任監事を中心に定期的に参加いただき、監事間で研修内容を共有いただくことで、監事機能の充実を図っています。
3-1-1-10	監事の独立性を確保するために、寄附行為の定める監事の選任条件および監事の職務を踏まえ、監事候補者を適切に選任し、適切な手続きにより監事を選任する。	◎	学園寄附行為および寄附行為施行細則の定めに基づいて、適切に監事を選任しています。
3-1-1-11	監事監査の継続性を担保し、かつ監事の独立性を確保すべく、監事の選任時期および任期について留意する。	○	監事 2 名(うち 1 名は常任監事)を選任することで、監査の継続性を確保しています。私立学校法の改正により、任期、開始時期の見直しを予定しています。

■ 遵守原則

3-2	南山学園は、社会からの信頼を損なうことがないように、理事および評議員、学校長等の役職者の選解任過程等に関する透明性の確保を通じて、理事会による理事の職務の執行監督機能の実質化を図るとともに、大学で起こり得る利益相反、研究活動に関わる不正行為等について、その防止のために必要とされる制度整備を行い、実行する。
-----	---

■ 重点事項

3-2-1	南山学園は、ガバナンスを担保する内部チェック機能を高めるため、有効な内部統制体制の確立を図る。
-------	---

■ 実施項目

3-2-1-1	教職員は「南山学園職員憲章」に基づき業務を遂行する。また、事業活動等に関連した重要法令の内容について、情報収集とその周知を行い、事業活動等の遂行に際し、法令等への適正な対応を徹底する。	◎	南山学園職員憲章は、学園 Web ページに掲載するとともに、各学校内で掲出し、学園内で働く職員に対して入職時にカードを交付し、携帯させています。 https://www.nanzan.ac.jp/outline/staffcharter.html 事業活動に関連した重要法令の内容の周知については、公文書の関連組織への配付、必要に応じた学内イントラネット等での周知を行っています。 2022 年度と 2023 年度においては、「リスク管理体制監査＜コンプライアンス対応と体制整備＞」をテーマに内部監査を実施し、コンプライアンス対応のための体制整備に取り組みました。
3-2-1-2	役職者の選解任過程の開示、役職者の報酬の決定方法の開示、一定額以上の報酬を得ている役職者の報酬の開示等によって、透明性を図る。	◎	役職者の選解任プロセスは寄附行為に記載し、役職者の報酬については、役員報酬・退職金支給規程に規定し、公開しています。
3-2-1-3	法令等遵守体制の実効性に重要な影響を及ぼし得る事項について、理事会および監事に対して定期的に報告がなされる体制を整備する。	◎	2022 年度および 2023 年度において、「リスク管理体制監査＜コンプライアンス対応と体制整備＞」をテーマに内部監査を実施いたしました。監査の実施状況と各部署の改善取組状況とフォローアップ計画については、理事会および監事に報告されています。
3-2-1-4	南山学園に著しい損害を及ぼすおそれのある事象への対応について、理事会や大学評議会その他の重要な会議等において、十分な情報によるリスク分析を経た議論を展開する。	◎	売買等においては、適正取引であるかどうか、金額によって入札や相見積等により確認しています。また理事会や大学評議会に審議する事項を事前確認する会議体において必要な資料等の確認を行い、理事会・大学評議会ですぐに議論されるように準備を行っています。
3-2-1-5	理事等が、事業内容ごとに情報を管理保存する体制を通じて、信用・ブランドの毀損その他のリスクを認識し、当該リスクの発生可能性およびリスク発生時の損害の大きさを適正に評価する。	◎	学園危機管理委員会により、インシデント・アクシデント・レポートの作成と報告が行われており、危機対応担当理事に随時リスク事象が報告される体制が構築できています。インシデント・アクシデント・レポートには、リスクの分類、重大性、発生頻度を明記し、事後分析を行うとともに、案件によっては、次の危機発生の抑止のために学園内に共有しています。

3-2-1-6	不正または誤謬等の行為が発生するリスクを減らすために、各担当者の権限および職責を明確にするなど、各担当者が権限および職責の範囲において適切かつ効率的に職務を遂行していく体制を整備する。その際、職務を複数の者の間で適切に分担または分離させることに留意する。	○	職制および職務権限規程を定め、職位や役職等の権限を明確にし、事務組織の効率的な運営および責任体制を確立しています。また、情報センター事務室とも連携しながら、人事情報に基づき、各種システムの利用権限を設定するなど、組織として一元的に管理できています。
3-2-1-7	職務を特定の者に一身専属的に属させることにより、組織としての継続的な対応が困難となる、あるいは不正または誤謬等が発生するといった事態が生じないよう、権限および職責の分担や職務分掌を明確に定める。	○	教学組織については、委員会規程や教授会規程、役職者の選出規程を定め、役職者や委員の任期、権限、責任について定め、恣意的な運営ではなく、規程に基づいた組織運用ができていると判断しています。 事務においては、事務分掌規程を定め、課内における職務担当や職責の権限を明確にしています。また専属的な職務に偏らないよう、定期的なジョブローテーションを行うなどの対応を行っています。
3-2-1-8	内部監査室による内部チェック機能を高める。	◎	内部監査室規程に規定されている、内部監査室による諸規程の改正案の法的チェックや、設置校からのリーガル相談への対応について、改めて設置校に周知し、内部チェック機能の強化を行いました。
3-2-1-9	内部監査規程・内部監査委員会規程・内部監査室規程等の内部監査に関する諸規程の整備により、内部統制体制を確立する。	○	内部監査にかかる諸規程の他、文部科学省のガイドラインに対応した公的研究費に係る監査体制についても整備されています。
3-2-1-10	相互牽制機能が働く有効な体制を整備し、監事、会計監査人および内部監査室等による三様監査体制を確立する。	◎	毎年春に三様監査意見交換会、秋に学園と監査機関との意見交換会を行い、複数年が経過しています。それぞれの立場による監査における情報も共有されています。
3-2-1-11	学校法人の財務状況に重要な影響を及ぼし得る事項について、財務担当理事と会計監査人との間で適切に情報を共有する。	◎	意見交換会、監事監査、マネジメントレター報告会等を通じて財務担当理事と監査法人が定期的に情報交換を行う機会を設定しています。加えて、決算時においても後発事象の確認を行っており、適切に情報を共有する機会を設定しています。
3-2-1-12	理事会その他の重要な会議等における意思決定および個別の職務執行において、法務担当および外部専門家に対して法令等遵守に関する事項を適時かつ適切に相談する体制を構築するなど、法令等を遵守した意思決定および職務遂行がなされることを確保する体制を整備する。	○	学園では内部監査室がコンプライアンスにかかる事項を所管しており、また、学園として顧問弁護士の契約を行って、法的対応への助言等を受けています。南山大学では、コンプライアンス室が設置されており、諸規程や契約書面のリーガルチェック等で役割を果たしています。内部監査室とコンプライアンス室の有機的な連携は、今後の課題として認識しています。
3-2-1-13	教職員等が違法または不適切な行為、情報開示内容に関し真摯な疑念を伝えることができるよう、また、伝えられた情報や疑念が客観的に検証され適切に活用されるよう、部門横断的な公益通報対応業務を行う体制および公益通報者を保護する体制の整備等を通じて、公益通報に係る体制を実効的に機能させる。	◎	公益通報および公益通報に係る相談の対応窓口を設置し、構成員に対して広く周知し、適切に対応しています。 [学園] https://www.nanzan.ac.jp/koekitsuho.html [大学] https://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/koeki/
3-2-1-14	個人情報とは個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、個人情報の保護に関する基本方針を策定し、個人情報保護に関する体制を整備し実効的に機能させる。	◎	個人情報保護に関する規程および当該ガイドラインを定め、教職員および学生に対し、周知を図っています。 [学園] https://www.nanzan.ac.jp/data/rules.html [大学] https://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/privacy/kojinjyoho.html

■ 遵守原則

3-3	南山学園は、教育研究活動に係る情報や、経営に係る情報について広く社会から理解を得るため、様々な機会を通じて、積極的に情報を公開する。
-----	--

■ 重点事項

3-3-1	南山学園は、広く社会に対して、継続的かつ時宜に適った情報公開を行うための制度整備を行う。
-------	--

■ 実施項目

3-3-1-1	いつ、どのような情報を、誰に対して、どのように開示するかなどを規定した情報公開基準またはガイドライン等の諸規程を整備する。	◎	「南山学園の保有する情報の公開に関する規程」を整備し、この定めに沿って情報公開の内容や対象を決め、公表しています。具体的な実施に向けては、検討が必要です。 https://www.nanzan.ac.jp/data/
3-3-1-2	公正かつ透明性の高い情報公開を行うため、開示すべき情報が迅速かつ網羅的に収集され、法令等に則って適時、正確に開示することのできる体制またはシステムを整備する。	○	法令に定める公表事項については、法令の定めに沿って情報を収集・作成し、公表を行っています。迅速かつ網羅的に収集できる体制にはさらなる改善が必要と認識しています。南山大学における IR の活用も有効な手段の 1 つと考えられますが、具体的な実施には至っておらず、検討段階にあります。
3-3-1-3	法令に定められた財務書類等を適切に公開する。	◎	私立学校法47条に基づき、財務書類等は適切に備付、公開しています。 https://www.nanzan.ac.jp/data/
3-3-1-4	中期計画等との連関に留意した事業報告書の作成を通じて、その進捗状況を公表する。	◎	中期計画および事業計画書(単年度)を策定し、各種事業の実現に向けて取り組んできました。その実績あるいは進捗状況については、事業報告書として取り纏めて、本学園 Web ページにて、公表しています。 https://www.nanzan.ac.jp/data/
3-3-1-5	認証評価結果、外部評価結果および設置計画履行状況等調査結果等、学外からの評価結果等を公表する。	◎	認証評価結果、外部評価結果、設置計画履行状況調査については、南山大学 Web ページで公表をしています。 [認証評価結果] https://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/ninsho/ [南山大学外部評価委員会報告書] https://office.nanzan-u.ac.jp/kyoken/naibusitsuhosho/gaibuhyoka/ [設置計画履行状況報告書] https://www.nanzan-u.ac.jp/Menu/kokai/
3-3-1-6	南山学園が相当割合を出資する事業会社である株式会社エヌ・イー・エスに関する情報を公開する。	◎	決算報告書の貸借対照表注記にて公表をしています。 https://www.nanzan.ac.jp/data/management.html
3-3-1-7	内部統制の実施状況に関して、事業報告書へ記載する等の方法により公表する。	×	内部統制の実施状況を事業報告書等で公表することはできていません。私立学校法改正への対応の中で、内部統制システムの整備のひとつとして検討が必要な事項と認識しています。
3-3-1-8	公表した情報に関する外部からの意見を聴取し、反映できる体制を整備する。	△	学園においては、外部からの意見を聴取する体制は用意できていません。南山大学においては、意見を適切に反映するための組織的な対応には至っていませんが、外部からの大学への意見を聴取するための窓口(webmaster@nanzan-u.ac.jp)は設定しています。

重点事項

3-3-2 南山学園は、情報を公開するにあたり、幅広いステークホルダーの理解が得られるよう、その公開方法の工夫・改善を常に行う。

実施項目

3-3-2-1	公開する情報の包括性、体系的、継続性、一貫性および更新性に留意する。	◎	「南山学園が保有する情報の公開に関する規程」に基づき、定められたデータを適切に公開しています。適宜、最新の情報に更新をしているほか、統一した様式によるデータの公表等、ユーザーにより経年比較等ができることも考慮しています。
3-3-2-2	公開した情報へのアクセシビリティおよびユーザビリティの向上を図る。	◎	南山学園においては、Web ページに「学園概要」「公開情報」のメニューを用意し、容易に学園の情報にアクセスできるようにしています。 [南山学園] https://www.nanzan.ac.jp/ 南山大学では、公式 Web ページにレスポンス Web デザインを採用しているほか、多言語での情報提供に取り組んでいます。 [南山大学] https://www.nanzan-u.ac.jp/
3-3-2-3	情報の受け手にとっての理解容易性、明瞭性および重要性に留意し、グラフや図表を活用した資料等、幅広いステークホルダーが理解しやすい手段によって情報を公開する。	◎	事業報告書においては、特に財政に関連した事項について、学校法人会計の説明資料や、グラフでの経年比較等により、分かりやすい情報提供に心掛けています。 南山大学においても、グラフや図表を活用してはいないものの、理解容易性、明瞭性および重要性に留意して、ステークホルダーが理解しやすいよう情報を公開しています。また、教学マネジメントに係る情報公表の枠組みの中で、グラフや図を用いた公表についても検討の範囲に入っています。
3-3-2-4	収支の均衡状況、将来必要な事業に対する資金の積立状況や資産と負債の状況について、学校法人の信頼性、透明性および継続性の観点から、理解容易性、明瞭性に留意した情報を公表する。	◎	2022 年度に引き続き、公開資料である事業報告書の「財務の概要」を最新の状態に更新し、決算補足資料として、学校法人会計が企業会計と異なる点を踏まえた各計算書類とその科目についての説明および過去 5 年間の財務数値・財務比率の推移に関する資料を公表しています。
3-3-2-5	南山学園の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い場合には、重要な影響を及ぼす設置校等の情報を理解容易性、明瞭性に留意して公表する。	◎	学園の継続性に重要な疑義が生じる可能性が高い案件が生じた場合は、学園全体の危機対応として、設置校からの情報が常務理事会に集約され、公表が必要な場合は、理解容易性・明瞭性等に留意して対応することができる体制となっています。
3-3-2-6	中期計画等との関連に留意した評議員会への事業の実績報告や事業報告書の作成を通じた経営上の課題や成果の明確化、共有化により、経営改革を推進する。	◎	各設置校には、中期計画を意識した事業計画・事業報告の作成を求め、中期計画に関連した事項については、単年度事業計画および事業報告の記載事項に「★」を付し、関連が分かるようにしています。 評議員会では、各設置校の長が自ら事業の計画や報告を説明することにより、課題や成果を明確にし、経営改革を推進させる取り組みとしています。
3-3-2-7	学校法人および大学に特有の用語に関してはわかりやすい説明を付すなど、関係者以外の幅広いステークホルダーからの理解が得られるよう工夫する。	○	事業報告書における「財務の概要」においては、学校法人会計の説明資料にて学校法人会計に関する特有の用語に関して説明を付す対応をしています。その他についても、学園内の用語をできるだけ一般的な用語に置き換える等の工夫をしています。 大学においては、大学特有の用語について用語集などを整備するなど、より大学運営への理解を促進する方策を検討していきます。

■基本原則 4. 継続性の確保

南山学園は、寄附行為第 3 条に定める目的および教育モットーに基づき、その使命を果たすため、大学における教育研究活動の維持、継続および発展に努める。

■遵守原則

4-1 南山学園は、南山大学の教育研究活動の継続性を実現するため、大学運営に係る諸制度を実質的に機能させ、自律的な大学運営に努める。

■重点事項

4-1-1 南山学園は、ガバナンス機能の向上のため、評議員会、理事会および監事等の機能の実質化を図る。

■実施項目

4-1-1-1	政策を策定、管理する責任者(理事長、常務理事、学長をはじめとする理事等)の権限と責任を明確化する。	○	学校法人役員の職務権限については、寄附行為および寄附行為施行細則で定めていますが、透明性をさらに高める取り組みを行ってまいります。 事務局においては、南山学園事務局事務分掌規程で、また南山大学においては、南山大学管理職制を定め、規程によって明確化しています。
4-1-1-2	政策を策定、管理する責任者の選任、解任に係る手続き等を明確化する。	◎	学校法人役員の選任・解任の手続きについては寄附行為および寄附行為施行細則にて、事務局および大学執行部の選任・解任の手続きは、南山学園事務局事務分掌規程および南山大学管理職制にて、明確化しています。 また、学長は学長選挙に関する規程、学部長は学部長選挙に関する規程等を併せて整備しています。
4-1-1-3	政策を執行する責任者の権限と責任を明確化する。	○	学校法人役員のかかる事項については寄附行為および寄附行為施行細則で定めていますが、執行の権限と責任に関する部分について、透明性をさらに高める取り組みを行ってまいります。 事務局および南山大学にかかる執行責任者の権限と責任は、南山学園事務局事務分掌規程および南山大学管理職制にて、明確化しています。
4-1-1-4	理事会、監事および評議員会等のガバナンス機関において、定数、構成等を工夫することにより、機関内および機関間の有効な相互牽制が働くような仕組みを構築する。	◎	私立学校法等関係法令に基づき、監事や評議員会の役割・機能が適切に果たせるよう、対応しており、有効な相互牽制機能が働いていると判断しています。
4-1-1-5	理事、理事会および監事が、理事長や特定の利害関係者から独立して意見を述べられるか、モニタリングに必要な正しい情報を適時、適切に得ているか、理事長、内部監査室長等との間で適時、適切に意思疎通が図られているか、理事会および監事による報告および指摘事項が適切に取り扱われているか、を定期的にチェックする。	△	理事会、監事や内部監査室長・内部監査委員会委員長はそれぞれの責務は適切に果たしていると判断していますが、それらの有機的な連携やチェック体制はまだ整備されていませんので、私立学校法改正への対応の中で、学園のガバナンス強化のために必要な事項と考えています。
4-1-1-6	教学組織と法人組織の役割・権限・責任を明確化する。	○	教学組織と法人組織の役割や権限・責任は、法人組織については、寄附行為、寄附行為施行細則、教学組織については、南山大学管理職制によって、法人と教学組織の別々の規程となっており、明確化されています。 事務については、法人業務も教学業務も担いますが、南山学園事務局事務分掌規程にて、役割等を定めています。
4-1-1-7	政策を策定、管理する責任者(常務理事等)が政策の執行状況を確認できる仕組みをITの活用等により構築する。	△	政策の策定者による執行状況の管理については、理事会や個別での報告等がなされていますが、IT の活用等仕組みとして整備することについては、現時点においては具体的なものがなく、今後の課題と認識しています。

4-1-1-8	経営情報を正確かつ迅速に教職員等の組織構成員に伝達するためのIT環境を整備するなど、学校法人経営に係る当事者意識を醸成する仕組みを構築する。	△	経営情報の伝達は、各種会議体等での情報共有を中心にしており、教職員向けの学内イントラネット等はこれまで活用されていませんでした。情報にアクセスできる者の範囲や権限など、検討すべき事項が多くあると認識しています。学園 Web ページで公開している情報の学園内構成員への周知はその第一歩であると考えられます。
4-1-1-9	理事会および常務理事会、評議員会等の議決事項を「理事会付議事項一覧」で明確化する。	◎	「理事会・評議員会付議事項一覧」を理事会の承認のもとで作成し、この一覧表は、教職員向けの学内イントラネットにて公開されています。理事会や評議員会の議決事項が明確になっています。
4-1-1-10	理事会、評議員会の開催にあたり、資料を事前に送付するなど、十分な説明や資料を提供し、構成員からの意見を引き出すための議事運営の仕組みを構築する。	◎	評議員会は開催 1 週間前に資料を事前提供しています。また学外の評議員からは毎回自由にご意見を頂戴する機会を設け、発言をいただいています。 学園理事会や学園理事会においては、会議当日の席上配付(ペーパーレス)を基本としつつ、資料の事前提供のために、情報セキュリティが担保されたオンラインストレージ上にアップロードしています。
4-1-1-11	理事、評議員の定数は学校法人の規模を踏まえた数とする。	◎	寄附行為で定めた理事や評議員の定数は、学園の規模を踏まえた適切な人数であり、また、各設置校の長、修道会や学外の有識者等、多様な視点により運営するというガバナンスの観点からも、適切な構成であると判断しています。
4-1-1-12	学校法人内外の人材のバランスに考慮しつつ、理事および評議員等に外部人材(選任時に当該学校法人の役員、教職員でない者)を積極的に登用(理事、評議員については複数名)する。	◎	2024 年 3 月現在、理事は 15 名中 4 名(約 27%)、評議員は 36 名中 13 名(約 36%)が外部人材です。今後も私立学校法改正への対応とガバナンス強化のための外部人材の活用については進めてまいります。
4-1-1-13	ダイバーシティ推進のため、南山学園に関係する全ての人の人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる環境を構築する体制を整備する。	○	大学においては、多様性に配慮したキャンパスの整備を目指し、様々な場面におけるジェンダーバランスへの配慮、障がいのある方への合理的配慮の促進に努めることとしています。R 棟には礼拝室(プレイヤールーム)を設置し、多文化にも配慮しています。
4-1-1-14	外部人材に経営情報を正確かつ迅速に伝達し、運営の透明性を確保するとともに、外部人材からの意見聴取の仕組みを整備する。	◎	外部人材からは会議の中で意見をいただき、組織運営の透明化に貢献いただいています。外部理事により積極的に法人運営に関わっていただくために、実際に各設置校の現場を視察いただく機会や、決算などの学校法人会計特有の内容をご理解いただけるような機会を設けています。
4-1-1-15	理事、監事および評議員に対する研修機会を提供し、その充実を図る。	○	監事への研修は、文部科学省や日本私立大学連盟等が主催する研修に参加いただくことで対応しています。また、日本私立大学連盟が主催する研修会等への参加により、財務・人事等の担当理事への研修の機会を設けています。現時点では、評議員向けの研修の機会が設けられていません。理事者等の職務遂行の向上に資するよう、学園内での研修の機会等も検討する必要があると考えます。

■ 遵守原則

4-2	南山学園は、教育研究活動の継続性を実現するため、財政基盤の安定化、経営基盤の強化を行う。
-----	--

■ 重点事項

4-2-1	南山学園は、教育研究活動の継続性を確保するために、学生納付金以外の収入の多様化等によって、財政基盤の安定化および強化を行う。
-------	--

■ 実施項目

4-2-1-1	「寄附を受ける」から「寄附を募る」への転換を図り、寄附金募集事業を推進するための体制を整備する。	○	学園 Web ページの「寄附・支援」ページにより、各設置校の寄附や支援メニュー・税制優遇措置をまとめ、寄附を検討している方が寄附メニューにアクセスしやすいようにしています。また、2023 年度より新たに「ふるさと納税を活用した名古屋市大学等連携補助金」制度に参加し寄附金獲得に向けて応募の促進を図りました。また、2025 年 4 月の返礼品付寄附の導入を目指し、業者との打合せを進めています。税制優遇措置について、平易にかつ正しく理解できるように毎年度継続して点検・更新しています。
4-2-1-2	理事長、学長等のトップ層が寄附募集活動の重要性を認識したうえで、業務としての寄附募集の位置づけを明確にし、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化を図る。	△	南山大学では、組織として 2021 年度より「広報・募金課」を設置しましたが、教職員の寄附募集に係る意識と理解の深化には至っていません。 補助金課では寄附金募集の強化を中期計画でも示しており、単位校には独自の収受システム以外に学園共通の学園 Web 受付フォームの提案も行っていますが実現には至っていません。「税額控除制度」を十分に活用した寄付金募集は学校法人として一般社会に広がっていくことができる立場にもあることから、寄附者という支持層を増やしていくという視点に立った新たな取り組みも必要と認識しています。
4-2-1-3	目的を明確化したうえで、寄附者からの共感を得て寄附を募る。	△	寄附の目的は明確に設定しており、単位校によっては用途を限定した募金活動も行っていますが、寄附者の共感を得るに至っていません。寄附者が求める情報を的確に把握し、本学の取り組みに共感を得られるような情報の提供について、提供方法も含め、検討する必要があると認識しています。例えば、南山大学の返礼品付寄附の募金名を学生歌から引用したり、卒業生が提供する商品やサービスを寄附特典とすることを計画しており、特に卒業生に対する訴求を意識しています。また、教職員には寄附募集の理解を深めるに留まらず、教職員が寄附者となって単位校の支持者となってもらえるような取り組みも今後検討すべき課題であると考えています。
4-2-1-4	補助金を含めた外部資金に係る情報収集、情報共有(学内広報)、研究シーズや成果の情報公開(学外広報)を推進するための体制を整備する。	○	補助金課では、各単位校が獲得した補助金はすべて理事会報告し、学園内で共有しました。また、大学においては 2022 年度に情報共有した分析結果を踏まえて副学長に対し補助金獲得に必要な条件等を示し「教学マネジメント構想体制」への支援に務めました。今後も補助金獲得に向けて、情報の収集、収集した情報の各部門への伝達、集約、申請までの流れを適宜精査・実行していきます。外部資金に係る情報の収集・共有は、一定程度実現できていますが、研究シーズや成果の情報公開を推進するための体制構築には至っていません。
4-2-1-5	補助金を含めた外部資金獲得のための円滑な事業運営や研究推進のための体制を整備する。	○	経常費補助金を中心とする外部資金獲得等の企画案件については教職協働での取り組みが円滑に行われる必要があります。体制整備に向けた取り組みとして、補助金獲得状況の分析結果を基にし、大学全体で補助金への理解を深め、より正確な補助金申請ができるよう大学本部および経営本部(学校事務部を除く)の各課室を対象に説明会を実施しました。学校事務部では、愛知県経常費補助金について概算がわかるように計算ツールを作成・提供しました。また、神奈川県・藤沢市の補助金等では補助金課員が聖園女学院各校を訪問し、相互理解と業務連携強化を図りましたが、これらの取り組みは今後も継続していきます。科学研究費を始めとする外部資金の執行に係る体制を整備していますが、さらなる外部資金獲得など研究推進を行う体制については、改善の余地が多くあります。

4-2-1-6	社会・地域連携、産学官民連携、大学間連携や高大連携を通じた外部機関との連携を推進するための体制を整備する。	○	中部経済連合会をはじめとする経済団体に加盟し、地域社会や経済界とのつながりを持っています。金融業界、マスコミ業界等との外部機関との連携を進めているほか、外部機関との連携を推進する体制についても検討を進めています。
4-2-1-7	リスクを考慮した資産の有効活用を行うための規程および体制を整備し、適切に対応する。また、決定手続きについては明確な記録を残す。	◎	2023年度資産運用方針については、2022年度資産運用方針から年度更新以外の変更はありませんでしたが、関連委員会および理事会で更新について審議・報告を適切に行いました。実際に取引する際も当該方針を遵守し、必要な手続きを確実にし、明確に記録を残しました。なお、2023年度末には資産運用方針に則り、継続的に株価の下落が見られた有価証券を売却しました。

重点事項

4-2-2	南山学園は、幅広いステークホルダーからの信頼性確保および教育研究活動の継続性確保のために、危機管理体制を拡充する。
-------	---

実施項目

4-2-2-1	危機等の発生を未然に防止するためのシステムおよび体制を整備する。	◎	学園危機管理委員会が所管するインシデント・アクシデントレポートの提出と必要に応じた学園内での共有により、軽微なものを含めたトラブル事案を学園として早期に把握し、またその事案を適宜学園内で共有する体制が機能しています。また、学園内部監査委員会により、予算執行に対する財務監査と毎年テーマを変えて行う業務監査を行っており、業務遂行における不備の発見と是正を定期的に行っています。2022年度および2023年度においては、「リスク管理体制監査＜コンプライアンス対応と体制整備＞」をテーマに業務監査を実施しました。
4-2-2-2	管理運営上、不適切な事案が生じた際には、速やかな公表と再発防止が図られる体制を整備する。	◎	学園全体では、南山大学を含め、学園危機管理委員会が所管するインシデント・アクシデント・レポートの提出と共有により、トラブル事案を早期に把握し、またその事案を適宜学園内で共有する体制が機能しています。南山大学では、適切に執行部に報告され、対応を検討する体制が用意されています。また公表が必要な際には、危機対応担当理事と設置校執行部が中心となり対応する体制を講じています。
4-2-2-3	危機等の発生に備え、危機管理時の広報業務に係るマニュアル、緊急時の対応マニュアル等、危機発生時に必要となる各種マニュアルを整備し、教職員、学生等に広く周知するとともに、教職員、学生等への研修等を実施する。	○	学園で対応する事項についてはマニュアル「法人本部における危機管理について」にまとめています。危機管理広報については、総合企画室のマニュアルとして整備・更新しています。南山大学においては、マニュアル「南山大学における危機管理について」を更新しており、危機管理広報は学長室が担っています。大学執行部の決定を受けて迅速に周知する体制ができています。 地震等災害時におけるマニュアルについては、近年更新が滞っていたため、早急に整備することとしています。また教職員、学生等を含めた大規模な防災訓練の実施に向けて検討を進めています。
4-2-2-4	危機等が発生した場合、あらかじめ整備した緊急時対応マニュアル等に基づき対応する。	○	学園として対応する事項についてはマニュアル「法人本部における危機管理について」にまとめており、大学において対応する事項は、マニュアル「南山大学における危機管理について」を基に対応する体制ができています。自然災害(火災・地震)については毎年防災訓練を行い対応の体制を確認しています。 大規模災害時の事業継続計画(BCP)の整備が課題として、2018年度・2019年度の内部監査で指摘されたことを受け、学園危機管理委員会において、専門業者によるプレゼンテーションの機会を設けました。今後は、学園全体のBCPの策定に向けて、専門業者への協力要請の要否も含めて検討を進める必要があります。
4-2-2-5	情報システムへのアクセス権限を厳格・適切に設定する。	◎	法人本部および南山大学が有するすべてのシステムに関わる情報資産(情報および情報システム)については、法人本部では法人本部情報セキュリティ委員会において情報資産リストで把握され、南山大学においては、「情報セキュリティマニュアル」によって、そのアクセス権限等の適切性を確認・管理されています。

4-2-2-6	情報セキュリティ体制の適切性および運用状況を検証する。	○	学園においては、内部監査のテーマ監査(業務監査)等を通じて、コンプライアンスの観点においても、適切な時期に情報倫理や情報セキュリティ体制の確認と改善に取り組んでいきます。南山大学においては、「情報セキュリティマニュアル」によって体制が定められていますが、その運用状況の検証はできていませんので、今後対応の検討の必要性を認識しています。
4-2-2-7	ハラスメントを防止するための必要な措置を講じる。	◎	南山学園ハラスメントに関するガイドラインに基づき、南山学園ハラスメント相談室を南山大学内に設置しています。また、ハラスメントを防止するため、教職員、学生等に対して周知を図っています。 https://www.nanzan-u.ac.jp/harassment/

